(別紙:今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	鹿児島県	鹿児島県出水市 在住 55歳の女性	平.13.11.26 小学校入学前から 手足のしびれ、頭 重感、からす曲り、 耳鳴り等があり、 全身の脱力感等 現在も続いている	平. 1 4. 9. 2 6 (平. 14. 11. 5) (平. 15. 2. 6)	平. 15.3.6	水俣病認定	乗 却 請厚な無い。 前原は 一下小障害視れる 一下、 一下、 一下、 一下、 一下、 一下、 一下、 一下、 一下、 一下、	審査請求人は、昭和28年 9月出水市で出生 同52~53年まで鹿児島県 阿久根市に居住 同53年以降、出水市内に 居住 (No. 2 に記載の請求人 の姉)
2	同上	鹿児島県出水市 在住 53歳の男性	平.13.11.26 幼少の頃から手足 のしびれ、頭 重 感、からす曲り、 からずあり等があり、が 身の脱力感等る	平. 1 4. 9. 2 6 (平. 14. 11. 5) (平. 15. 2. 6)	平. 15.3.6	水俣病認定	原処分を取り消す 請す機大、あまり消す機大、あまでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	審査請求人は、昭和30年 4月出水市で出生 同48~49年まで東京都内 に居住 同49年以降、出水市内に 居住 (No. 1 に記載の請求人 の弟) 裁決の詳細は、別紙No. 1 を参照

(別紙:今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
3	鹿児島県知事	鹿児島県出水市在住 55歳の女性	平.13.11.26 小学校入学頃から 手足のしびれ、頭 重感、転びやすい等 があり、全身の脱 力感等が現在も続いている	平. 1 4. 9. 2 6 (平. 14. 11. 5) (平. 15. 2. 6)	平. 1 5. 3. 6	水保定	棄 記報 は 大田 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	認定申請者は、審査請求人の兄 昭和27年1月出水市で出生し、死亡時まで同市内に居住 審査請求後である平成16年8月認定申請者が死亡(享年52歳)したの承継 (No. 1及び2に記載の請求人の兄)
4	福岡県大牟田市長	福岡県大牟田市在住 62歳の男性	平.16.4.14 (審査請求基明由く基別の 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員	平. 1 7. 5. 6 (平. 17. 5. 25) (平. 17. 9. 20・・・原 処分を取消し、異 議申立を全部認容)	平. 17.10.20	遺族補償一時金の支給	却下 請求人側の求めるは、不 高請求に係るがない。 一 は、 一 は、 一 は、 一 は、 の が り し て い が り し て い が り し て い が り る い が り し て の が い が い が い が い 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	被認定者は、審査請求人の母 明治45年千葉県で出生昭和26年10月~死亡時まで大牟田市内に居住 認定年月は昭和63年2月認定疾病は慢性気領シ (最終認定等級3級) 死亡年月は平成16年2月 (享年91歳)

(別紙:今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審查請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
5	大 阪 府東大阪市長	大阪府東大阪市在住 74歳の男性	平.18.6.2 日療所利に 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	平. 1 8. 8. 1 0 (平. 18. 8. 29) (平. 18. 9. 14)	平. 18.10.5	障害補償費の額の改定 3級→2級	の服用・吸入により常時加療を行っている	審査請求人は、昭和44年 以降東大阪市に居住 認定年月は昭和54年9月 認定疾病は気管支ぜん息 で実病は気度は別事でで2 認定等の程度は別事で2 級) 平成18年8月の改定通知 により3級に降級